

仕様書（参考）

（周南流域下水道）

令和7年9月

周南流域下水道特記仕様書

1 空調換気設備等保守点検業務

(1) 点検対象設備

対象の機器は、表-1 点検対象設備のとおりとする。

表-1 点検対象設備

設置場所	名称		点検回数	台数
管理棟	中央監視システム	SAVIC500-10	1回/年	1式
	端末伝送装置		1回/年	1式
	自動制御機器	CP-1	1回/年	1式
	パッケージエアコン	PUHV-P450	3回/年	3台
		PUHV-P280	3回/年	3台
		PUHV-P140	3回/年	1台
		PUHV-P224	3回/年	1台
	スクラバーファン		3回/年	1台
	スクラバーポンプ		3回/年	1台
	給排気ファン		3回/年	23台
沈砂池・ポンプ棟	給排気ファン等	給排気ファン、エアフィルター	3回/年	12台
送風機棟	給排気ファン等	給排気ファン、エアフィルター	3回/年	14台
ボイラー棟	給排気ファン	給排気ファン	3回/年	9台
消化タンク棟	給排気ファン	給排気ファン	3回/年	8台
機械濃縮棟	給排気ファン等	給排気ファン、エアフィルター	3回/年	6台
脱水機棟	パッケージエアコン	PUH200C	3回/年	2台
		MPUZ-ERP140KA2	3回/年	1台
	給排気ファン等	給排気ファン、エアフィルター	3回/年	15台
発電機棟	給排気ファン等	給排気ファン、エアフィルター	3回/年	7台
消毒棟	給排気ファン	給排気ファン	3回/年	4台
スカム棟	排気ファン	排気ファン	3回/年	5台

(2) 点検時期

点検の時期等は、表－2 点検周期に示すとおりとする。

表－2 点検周期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シーズンイン点検	空調			◎				◎					
	換気			◎				◎					
	制御			◎									
シーズンオン点検	空調											○	
	換気											○	

(3) 作業の内容

作業の内容は、表－3 の作業内容のとおりとし、下記に準ずるものとする。

- ・ 建築保全共通仕様書（国土交通省）
- ・ 建築保全業務報告書作成の手引き（（一財）建築保全センター）

表－3 の作業内容

設備	項目	作業内容	シーズンイン点検	シーズンオン点検
空調設備	運転状態	各部作動状況、各部温度圧力等	◎	○
	電気系統	電源、制御、保護装置等	◎	
	機械系統	振動、ゆるみ、損傷、漏れ	◎	○
	冷温水系統	漏水、流量状況	◎	○
	フィルター	各フィルターの清掃	◎	○
	その他	消耗部品交換、給油等	◎	
換気設備	運転状態	各部作動状況、各部温度圧力等	◎	○
	電気系統	電源、制御、保護装置等	◎	
	フィルター	各フィルターの清掃	◎	○
	その他	部品交換、給油等	◎	
空調制御	中央監視	外部点検 クリーンアップ(コネクター、端子等) 操作機能、伝送機能点検 プログラム点検(診断) 電源、電圧、バッテリー類チェック 表示、プリント機能点検 各ポイントとの連動チェック その他	◎	
	端末伝送機器	外部点検 クリーンアップ(コネクター、端子等) 操作機能、点検(出力リレー) 電源、電圧チェック その他	◎	
	制御機器	外部点検 クリーンアップ(コネクター、端子等)、 動作確認、較正、調整 動作試験 その他	◎	

注) 交換部品は、モーターベアリング、ファン軸受ベアリング、Vベルト及びその他消耗品。

(4) 業務報告書

1) 作業の完了後は、速やかに業務報告書を提出すること。

2) 全業務完了後は、年間の報告書を2部提出すること。

また、この報告書には、作業等を確認できる写真を添付すること。

2 幹線管渠内調査業務

(1) 調査対象施設

対象の施設は、表－1 調査対象施設のとおりとする。

表－1 調査対象施設

対象路線	対象施設	数量	備考
島田川幹線	管渠	25.95km	
	マンホール	130基	
熊毛第一幹線	管渠	0.94km	
	マンホール	19基	
熊毛第二幹線	管渠	0.59km	
	マンホール	21基	
熊毛第三幹線	管渠	1.45km	
	マンホール	19基	
大和幹線	管渠	1.52km	
	マンホール	18基	

(2) 調査業務

(ア) 一般事項

- ・作業箇所を事前に監督職員に連絡すること。
- ・作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど保護措置を講じ、下水道工作物等に損傷を与えないよう、十分留意すること。
- ・作業に当たり仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水のおそれがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- ・作業中に当たり地先住民等に迷惑が掛からぬよう、極力騒音・振動等の防止に努めること。
- ・監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることがある。
- ・作業に当たり、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃をすること。
- ・作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

(イ) 調査業務

・作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

・テレビカメラ・目視による調査

調査では、本管内にテレビカメラ又は調査員が入り、管渠の布設状況、土砂等の堆積状況、継手部・管クラック、取付管、コンクリートの腐食、油脂付着、浸入水及び人孔内のクラック、側塊・目地のズレ等の不良箇所

を調査し、写真撮影（5 mに3枚程度）を行うものとする。写真は、調査月日・異状内容・発生場所等を明記した黒板を入れてカラーで撮影すること。

・異状時の処置

調査作業の続行が困難となったときは、直ちに監督職員に報告し指示を受けること。

(ウ) 報告書

- ・調査結果は、別添「管渠内調査工報告書記載事項」により報告書を作成し提出すること。
- ・写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、距離等を標示すること。
- ・調査結果の判断基準については、別表-1による。
- ・調査の成果品等については、監督職員の承諾なくして公表してはならない。
- ・納品する完了図書は、下記のとおりとする。

① 報告書

② 不良箇所写真帳

③ その他監督職員の指示するもの

(エ) データ入力

- ・周南流域下水道管渠管理システムに調査・報告内容を入力すること。
- ・周南流域下水道管渠管理システムは周南管理事務所内PCに導入済み。

管路内調査工報告書記載事項

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い作成すること。
- (2) 様式は、A4版横書きとし、図面は縮尺、寸法を明記し製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、請負者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について内容を明記すること。

(1) テレビカメラ調査

- ア. 調査目的
- イ. 調査概要
- ウ. 案内図
- エ. 調査箇所図
- オ. 調査総括表
- カ. 調査集計表
- キ. 調査記録表
- ク. 考察
- ケ. 調査記録写真

(2) 目視調査

テレビカメラ調査項目に準ずる。

(3) 取付管調査

テレビカメラ調査項目に準ずる。

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
島田川幹線	2	特殊	1	特殊	1084.400	φ 1650	現場打コンクリート	目視調査	
島田川幹線	3	特殊	2	特殊	200.430	φ 1650	現場打コンクリート	目視調査	【調書(1/4)小計】 ◇管渠点検
					639.860	φ 1650	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	4	特殊	3	特殊	240.330	φ 1650	現場打シールド	目視調査	目視調査 13,191.338 m
島田川幹線	5	特殊	4	特殊	404.486	φ 1500	現場打シールド	目視調査	テレビカメラ調査 1,730.774 m
島田川幹線	6	特殊	5	特殊	515.684	φ 1500	現場打シールド	目視調査	計 14,922.112 m
島田川幹線	7	特殊	6	特殊	637.174	φ 1500	現場打シールド	目視調査	◇マンホール点検
島田川幹線	8	特殊	7	特殊	258.196	φ 1500	現場打シールド	目視調査	マンホールNo.1～35 35 基
島田川幹線	9	特殊	8	特殊	526.920	φ 1500	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	10	特殊	9	特殊	726.290	φ 1500	現場打シールド	目視調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
島田川幹線	11	特殊	10	特殊	252.890	φ 1200	現場打シールド	テレビカメラ調査	
					239.700	φ 1500	現場打シールド	目視調査	
					176.000	φ 1200	現場打シールド	テレビカメラ調査	
島田川幹線	12	特殊	11	特殊	725.500	φ 1500	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	13	特殊	12	特殊	773.780	φ 1500	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	14	特殊	13	特殊	1001.400	φ 1500	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	15	特殊	14	特殊	197.491	φ 1100	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	16	特殊	15	特殊	187.608	φ 1100	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	17	特殊	16	特殊	973.091	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	18	特殊	17	特殊	203.388	φ 1100	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	19	特殊	18	特殊	598.847	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	20	特殊	19	特殊	990.000	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	21	特殊	20	特殊	233.957	φ 1100	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	22	特殊	21	特殊	815.249	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	23	特殊	22	特殊	508.778	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	24	特殊	23	特殊	351.535	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	25	特殊	24	特殊	979.688	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	26	特殊	25	特殊	52.620	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	27	2号	26	特殊	25.280	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	28	2号	27	2号	30.140	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	29	2号	28	2号	44.720	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	30	2号	29	2号	71.450	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	31	2号	30	2号	61.730	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	32	2号	31	2号	54.200	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	33	2号	32	2号	83.600	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	34	2号	33	2号	55.700	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	35	2号	34	2号					

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調査書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
島田川幹線	36	2号	35	2号	58.040	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	37	2号	36	2号	69.020	φ 800	HP	テレビカメラ調査	【調査(2/4)小計】
島田川幹線	38	2号	37	2号	72.230	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
島田川幹線	39	2号	38	2号	61.730	φ 800	HP	テレビカメラ調査	目視調査 0.000 m
島田川幹線	40	2号	39	2号	98.180	φ 800	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 2,056.360 m
島田川幹線	41	2号	40	2号	73.280	φ 800	HP	テレビカメラ調査	計 2,056.360 m
					7.030	φ 800	PC	テレビカメラ調査	
島田川幹線	42	2号	41	2号	21.050	φ 800	PC	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
島田川幹線	43	2号	42	2号	39.030	φ 800	PC	テレビカメラ調査	マンホールNo.36～69 34 基
					13.590	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	44	2号	43	2号	56.870	φ 800	HP	テレビカメラ調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
島田川幹線	45	2号	44	2号	13.010	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	46	2号	45	2号	90.630	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	47	2号	46	2号	90.630	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	48	2号	47	2号	93.060	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	49	2号	48	2号	54.220	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	50	2号	49	2号	46.930	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	51	2号	50	2号	83.380	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	52	2号	51	2号	51.750	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	53	2号	52	2号	76.050	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	54	2号	53	2号	76.050	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	55	2号	54	2号	76.050	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	56	2号	55	2号	76.050	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	57	2号	56	2号	44.460	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	58	2号	57	2号	44.460	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	59	2号	58	2号	49.320	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	60	2号	59	2号	46.890	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	61	特殊	60	2号	46.040	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	62	特殊	61	特殊	35.220	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	63	2号	62	特殊	10.900	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	64	2号	63	2号	34.780	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	65	特殊	64	2号	22.630	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	66	2号	65	特殊	29.920	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	67	2号	66	2号	97.960	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	68	2号	67	2号	97.960	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	69	2号	68	2号	97.960	φ 800	HP	テレビカメラ調査	

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
島田川幹線	70	2号	69	2号	55.660	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	71	2号	70	2号	71.370	φ 800	HP	テレビカメラ調査	【調書(3/4)小計】
島田川幹線	72	2号	71	2号	56.790	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
島田川幹線	73	3号	72	2号	5.800	φ 800	HP	テレビカメラ調査	目視調査 3,264.142 m
島田川幹線	74	特殊	73	3号	45.000	φ 800	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 2,996.644 m
島田川幹線	75	2号	74	特殊	55.000	φ 800	HP	テレビカメラ調査	計 6,260.786 m
島田川幹線	76	2号	75	2号	55.000	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
島田川幹線	77	2号	76	2号	60.000	φ 800	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.70~104 35 基
島田川幹線	78	2号	77	2号	36.000	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	79	特殊	78	2号	22.630	φ 800	HP	テレビカメラ調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
島田川幹線	80	特殊	79	特殊	10.480	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	81	特殊	80	特殊	28.690	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	82	特殊	81	特殊	41.200	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	83	特殊	82	特殊	2319.792	1800×2250	U字フリューム現場打コンクリート	目視調査	
島田川幹線	84	3号	83	特殊	89.378	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	85	3号	84	3号	118.040	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	86	3号	85	3号	67.052	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	87	2号	86	3号	71.679	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	88	3号	87	2号	54.780	φ 900	HP	テレビカメラ調査	
					79.781	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	89	3号	88	3号	107.518	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	90	特殊	89	3号	82.801	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	91	3号	90	特殊	47.500	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	92	3号	91	3号	86.755	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	93	3号	92	3号	67.171	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	94	3号	93	3号	170.883	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	95	特殊	94	3号	82.866	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	96	特殊	95	特殊	152.427	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	97	特殊	96	特殊	155.655	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	98	特殊	97	特殊	173.988	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	99	特殊	98	特殊	659.500	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	100	特殊	99	特殊	284.850	φ 1350	現場打シールド	目視調査	
島田川幹線	101	3号	100	特殊	222.150	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	102	3号	101	3号	246.600	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	103	特殊	102	3号	117.100	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	104	3号	103	特殊	258.900	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調査書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
島田川幹線	105	3号	104	3号	151.400	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	106	特殊	105	3号	166.500	φ 1000	HP	テレビカメラ調査	【調査(4/4)小計】
島田川幹線	107	2号	106	特殊	96.300	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
島田川幹線	108	3号	107	2号	112.100	φ 800	HP	テレビカメラ調査	目視調査 0.000 m
島田川幹線	109	2号	108	3号	153.290	φ 800	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 2,710.860 m
島田川幹線	110	2号	109	2号	215.760	φ 800	HP	テレビカメラ調査	計 2,710.860 m
島田川幹線	111	2号	110	2号	195.300	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
島田川幹線	112	特殊	111	2号	71.670	φ 800	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.105~130 26 基
島田川幹線	113	2号	112	特殊	212.730	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	114	2号	113	2号	98.180	φ 800	HP	テレビカメラ調査	Φ 1200以下はテレビカメラ調査とする
島田川幹線	115	3号	114	2号	181.830	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	116	2号	115	3号	115.590	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	117	2号	116	2号	139.120	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	118	特殊	117	2号	190.340	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	119	2号	118	特殊	54.460	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	120	1号	119	2号	46.970	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	121	1号	120	1号	63.780	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	122	1号	121	1号	27.330	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	123	1号	122	1号	56.490	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	124	1号	123	1号	46.770	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	125	1号	124	1号	32.190	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	126	1号	125	1号	51.630	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	127	1号	126	1号	58.920	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	128	2号	127	1号	34.820	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	129	特殊	128	2号	20.690	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
島田川幹線	130	2号	129	特殊	59.700	φ 600	VU	テレビカメラ調査	
島田川幹線	(玖珂131)		130	2号	57.000	φ 600	VU	テレビカメラ調査	
									【島田川幹線】
									◇管渠点検
									目視調査 16,455.480 m
									テレビカメラ調査 9,494.638 m
									計 25,950.118 m
									◇マンホール点検
									マンホール 130 基
小計					25950.118				

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
熊毛第二幹線	1	特殊	(熊毛第三16へ)		4.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	2	特殊	1	特殊	11.100	φ 450	HP	テレビカメラ調査	【熊毛第二幹線】
熊毛第二幹線	3	1号	2	特殊	36.200	φ 450	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
熊毛第二幹線	4	特殊	3	1号	14.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	目視調査 0.000 m
熊毛第二幹線	5	1号	4	特殊	15.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 597.300 m
熊毛第二幹線	6	1号	5	1号	38.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	計 597.300 m
熊毛第二幹線	7	1号	6	1号	70.000	φ 450	VU	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
熊毛第二幹線	8	1号	7	1号	46.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.1～21 21 基
熊毛第二幹線	9	1号	8	1号	46.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	10	特殊	9	1号	17.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
熊毛第二幹線	11	1号	10	特殊	15.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	12	特殊	11	1号	33.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	13	1号	12	特殊	30.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	14	1号	13	1号	46.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	15	特殊	14	1号	15.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	16	1号	15	特殊	12.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	17	特殊	16	1号	27.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	18	1号	17	特殊	17.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	19	1号	18	1号	27.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	20	1号	19	1号	50.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第二幹線	21	1号	20	1号	28.000	φ 450	HP	テレビカメラ調査	
小計					597.300				

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
熊毛第三幹線	1	特殊	(島田川幹線に地中接合)		18.696	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	2	特殊	1	特殊	339.530	φ 800	HP	テレビカメラ調査	【熊毛第三幹線】
熊毛第三幹線	3	特殊	2	特殊	193.991	φ 800	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
熊毛第三幹線	4	1号	3	特殊	64.230	φ 600	HP	テレビカメラ調査	目視調査 0.000 m
熊毛第三幹線	5	1号	4	1号	10.420	φ 600	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 1,456.527 m
熊毛第三幹線	6	1号	5	1号	25.000	φ 600	HP	テレビカメラ調査	計 1,456.527 m
熊毛第三幹線	7	1号	6	1号	68.740	φ 600	HP	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
熊毛第三幹線	8	1号	7	1号	52.993	φ 600	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.1～19 19 基
熊毛第三幹線	9	1号	8	1号	94.207	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	10	1号	9	1号	73.600	φ 600	HP	テレビカメラ調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
熊毛第三幹線	11	1号	10	1号	73.600	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	12	1号	11	1号	71.663	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	13	1号	12	1号	75.537	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	14	1号	13	1号	73.600	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	15	2号	14	1号	62.150	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	16	2号	15	2号	31.600	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	17	1号	16	2号	18.300	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	18	1号	17	1号	54.260	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
熊毛第三幹線	19	2号	18	1号	54.410	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
小計					1456.527				

周南流域下水道 幹線管渠内調査業務 路線別調書

路線名称	上流マンホール		下流マンホール		延長(m)	管径(mm)	管種	調査方法	備考
	番号	種別	番号	種別					
大和幹線	1	特殊	(島田川18へ)		80.500	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	2	1号	1	特殊	9.260	φ 600	HP	テレビカメラ調査	【大和幹線】
大和幹線	3	1号	2	1号	7.850	φ 600	HP	テレビカメラ調査	◇管渠点検
大和幹線	4	1号	3	1号	66.170	φ 600	HP	テレビカメラ調査	目視調査 0.000 m
大和幹線	5	1号	4	1号	73.460	φ 600	HP	テレビカメラ調査	テレビカメラ調査 1,526.884 m
大和幹線	6	1号	5	1号	73.460	φ 600	HP	テレビカメラ調査	計 1,526.884 m
大和幹線	7	1号	6	1号	52.250	φ 600	HP	テレビカメラ調査	◇マンホール点検
大和幹線	8	1号	7	1号	65.000	φ 600	HP	テレビカメラ調査	マンホールNo.1～18 18 基
大和幹線	9	1号	8	1号	71.030	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	10	1号	9	1号	51.590	φ 600	HP	テレビカメラ調査	Φ1200以下はテレビカメラ調査とする
大和幹線	11	1号	10	1号	51.590	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	12	1号	11	1号	33.580	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	13	1号	12	1号	47.730	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	14	特殊	13	1号	34.500	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	15	特殊	14	特殊	48.370	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	16	特殊	15	特殊	46.730	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	17	特殊	16	特殊	40.000	φ 600	HP	テレビカメラ調査	
大和幹線	18	特殊	17	特殊	611.914	φ 600(2250×1800)	HP(U字フリューム現場打コンクリート)	テレビカメラ調査	
					61.900	φ 800	HP	テレビカメラ調査	
小計					1526.884				

調査判定基準【鉄筋コンクリート管等（遠心力鉄筋コンクリート管含む）及び陶管】

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
上下方向のたるみ		管きよ内径700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きよ内径700mm以上1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管きよ内径1650mm以上3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等		欠落	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
			軸方向のクラックで幅5mm以上		
	陶管		欠落	軸方向クラックが管長の1/2未満	—
			軸方向クラックが管長の1/2以上		
管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等		円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満
	陶管		円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	—
管の継手ズレ			脱却	鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶管：50mm未満
浸入水			吹き出ている	流れている	にじんでいる
取付け管の突出し			本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
油脂の付着			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
樹木根侵入			内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
モルタル付着			内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

3 ボイラー保守点検業務

(1) 調査対象施設

消化槽加熱用ボイラー 1号、2号 (RMO-N430AG-H6×2台)

(2) 点検業務

(ア) 共通事項

- ・フランジ等のボルトの緩み確認漏れの有無
- ・圧力計、調節計、電磁弁、スイッチ、検出器の機能確認、清掃

(イ) 本体

- ・燃焼室・煙道点検清掃
- ・給水タンク点検清掃
- ・缶水入れ替え
- ・接続部ボルトの緩み
- ・ガス漏れの確認

(ウ) 熱交換機

- ・接続部の漏れ有無の確認
- ・運転流量の確認

(エ) 制御安全装置

- ・低水位遮断装置点検清掃
- ・温度調節器、タイマー、リミットスイッチの機能確認

(オ) 燃焼装置油ライン

- ・燃料ポンプ、電磁弁、ディフューザー、ストレーナ、点火電極棒、ノズルチップ点検清掃
(電磁弁の劣化部品交換)

(カ) 燃焼装置ガスライン

- ・送風機、ストレーナ点検
- ・ガス遮断弁点検清掃

(キ) 外面清掃・補修塗装

(ク) 試運転調整

(ケ) その他

- ・年次点検において必要な点検、必要な部品交換
(年度ごとに必要交換部品がある場合、交換周期表添付)

4 消防関係法定点検業務

(1) 点検対象機器

対象の機器は、表－1 点検対象機器のとおりとする。

表－1 点検対象機器

機器	名称	台数	備考
自動火災報知設備	受信機 (P-1)	4 基	
	感知器 差動スポット型	94 基	
	感知器 定温式	48 基	
	感知器 煙式	293 基	
	発信機	38 基	
	電鈴	41 基	
	表示灯	38 基	
非常警報設備	増幅器 (アンプ)	1 基	
	スピーカー	117 基	
	誘導灯	140 基	
消火設備	消火器	136 本	
	〔粉末 (ABC) 二酸化炭素 泡 強化液〕	〔130 本	
		2 本	
		3 本	
	〔1 本		
	消火ポンプ	1 基	
	消火栓 (屋内)	8 基	
電源盤 (DC-100)	8 基		
防火防煙設備	防煙ダンパ	14 基	
	感知器 煙式	3 基	

(2) 点検時期

点検の時期等は、表－2 点検周期に示すとおりとする。

表－2 点検周期

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
外 観 ・ 機 能 点 検				◎								
総 合 点 検										◎		

参考 消火器製造年別表

製造年	粉末	二酸化炭素	泡	強化液	計
2012	0		3	1	4
2013	0	2			2
2015	2				2
2016	8				8
2017	15				15
2018	9				9
2019	17				17
2020	13				13
2021	15				15
2023	15				15
2024	36				36
計	130	2	3	1	136

消 防 関 係 設 備 機 器 数 量 表

	施 設 名 称	管 理 棟	送 風 機 棟	沈 砂 池	ス カ ム 棟	脱 臭 機 棟	雑 用 水 等	水 処 理 廊	汚 泥 処 理 廊	計 量 室	塩 滅 菌 室	消 化 棟	ホ ー イ ラ ー 棟	自 家 発 棟	脱 水 機 棟	機 械 棟 濃 縮	計
	自 動 火 災 報 知 設 備	受信機(P-1)	1												1	1	1
感知器 差動スポット型		49		7			1					13	8	16			94
感知器 定温式		7	6									18	16		1		48
感知器 煙式		28	98	66	11	9	16	2			3	4	1	8	41	6	293
発信機		4	4	10	2	2	2				1	2	2	2	4	3	38
電鈴		4	6	10	2	2	2				1	3	2	2	4	3	41
表示灯		4	4	10	2	2	2				1	2	2	2	4	3	38
非 常 警 報 設 備	増幅器(アンプ)	1															1
	スピーカー	22	6	18	2	3	4	15	2	2	2	5	5	5	22	4	117
	誘導灯	14	13	10	2	4	3	33	22	1		5	5	5	14	9	140
消 火 設 備	消火器(ABC,ハロゲン,泡,粉末)	20	14	17	4	4	3	18	8	2	2	3	8	10	17	6	136
	消火ポンプ	1															1
	消火栓(屋内)			8													8
	電源盤(DC-100)	3	2	3													8
防 火 防 煙 設 備	防煙ダンパ	14															14
	感知器 煙式	3															3

危険物倉庫
 1を含む
 作業倉庫
 1を含む

5 反応槽等清掃業務（単年度の例）

(1) 作業内容

反応槽等に溜まった沈砂・汚泥等を取り除くとともに側壁等を洗浄するものとする。（吸引車には極力洗浄水を吸引しないようにすること）

(2) 作業箇所及び汚泥沈砂の量の目安

対象の箇所及び汚泥沈砂は、次のとおり想定する。

反応槽（1池分）	15m ³
反応槽（1池分）	15m ³
反応槽分配槽	10m ³
沈砂池、ポンプ井	5m ³
脱水機棟汚泥貯留槽	10m ³
計	55m ³

(3) 処分

作業にて生じた汚泥及び沈砂は、場外引き受け可能な処理場にて適正に処分すること。

6 窒素リン自動測定装置試薬補充業務

(1) 業務内容

窒素・リン測定装置（TPNA-500）の試薬等の交換、廃液処理
1回分／2ヶ月の試薬の内訳

- ・ ペルオキシニ硫酸カリウム・水酸化ナトリウム溶液 700ml
- ・ 塩酸溶液 700ml
- ・ ペルオキシニ硫酸カリウム・硫酸溶液 700ml
- ・ L-アスコルビン酸溶液 250ml
- ・ モリブデン酸アンモニウム・酒石酸アンチモニルカリウム溶液
700ml
- ・ TNTPスパン液 1ℓ
- ・ 純水器カートリッジ 1回／6ヶ月
- ・ 廃液処理 75ℓ/1ヶ月

(2) 業務報告書

- 1) 作業完了後は、速やかに業務報告書を提出すること。報告書には作業等を確認できる写真を添付すること。
- 2) 廃液処理が完了したことをマニフェストにより報告すること。